

集金代行サービス利用規約

株式会社コアシステムズ（以下「管理者」といいます）は、以下に定める集金代行サービスに関する利用規約（以下「本規約」といいます）に従い、集金代行サービス（以下「本サービス」といいます）を行います。

第1条（本サービスの概要）

本サービスは、本サービス利用契約団体（以下「利用団体」といいます）の会費などの集金（以下「集金」といいます）に関する代行サービスです。

第2条（契約の成立）

団体が本サービスの利用を申し込み、管理者がこれを承諾することで、本サービスの利用契約が成立し、本規約が適用されます。

2. 団体は、本サービスの利用申込みにあたり、管理者に提出する資料または管理者に届け出る事項が正確かつ最新の内容であることを表明し、保証するものとします。

3. 団体が本サービスの利用申込みを行った場合、管理者において、本団体の審査（以下「本件審査」といいます）を行います。団体は、本件審査の結果によっては本サービスの提供を受けられない場合があることを承諾するものとします。

4. 管理者は、必要に応じて利用団体に対して正確かつ最新の内容の資料を届け出ているかについての再審査を行う場合があります。管理者が資料の再提出を求めた場合、利用団体は管理者の指定する期間内にこれに応じるものとします。

第3条（必要情報の変更）

利用団体は、団体及び団体に属する会員の必要な情報について管理者に届け出た情報に変更が生じた場合、遅滞なくその旨を管理者に届け出るものとします。なお、利用団体が届け出を怠り又は誤った届け出をしたことにより団体又は団体に属する会員に発生した不利益について、利用団体がその責任を負うものとします。

第4条（利用団体の自己責任）

利用団体は、自己の判断と責任で本サービスを利用し、団体、会員または第三者との間で紛争が生じた場合、その原因の如何を問わず、自己の判断と責任で解決するものとします。

2. 本サービスは利用団体の実在性・会員の同一性・信用及び支払能力等について、いかなる保証も行わず、またそれに起因する損害について、利用団体その他いかなる者に対しても一切の責任を負わないものとします。

3. 利用団体は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一、本サービスの利用に関連し、管理者に対して第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、利用団体は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、管理者は一切免責されるものとします。

第5条（禁止事項）

利用団体並びに会員は、本サービスの利用にあたって、次の各号の一に該当する行為を行

ってはならないものとします。

- (1) 管理者または第三者の権利（著作権、特許権等の知的財産権、プライバシー権、名誉権等）、信用等を毀損もしくは侵害する、またはそのおそれのある行為
- (2) 違法行為、公序良俗に反する行為もしくはこれらの行為に対する幫助行為、またはそのおそれのある行為
- (3) 営利を目的とする集金行為、またはその準備を目的とした行為
- (4) 寄付などの対価性が認められない集金行為、またはそれに準ずる行為
- (5) 不正利用を含む本サービスの円滑な運営を妨げる行為、その他本サービスに支障をきたす恐れのある行為
- (6) 意図的にコンピュータウィルス等の有害なプログラムを送信し、その他伝播させる行為
- (7) 自動入力等を行うプログラムにより大量に申込みを行う等、通常とは異なる方法により、本サービスを利用しようとする行為
- (8) 前各号の他、当社が不適切と判断する行為

第6条（集金金額の支払い方法）

管理者は、本サービスを利用して集金した金員から別紙申込書に定める決済手数料、サービス利用料ならびにこれらに課される消費税相当額を差し引いた残金を振り込む方法により利用団体に引き渡すものとします。なお、管理者から利用団体に引き渡す金員については利息を付さないものとし、お申し込み時に選択された支払い条件にて支払うものとします。

第7条（利用団体による契約解除）

利用団体は、管理者が定める所定の手続きを行うことにより、本サービスの利用契約を将来に向かって解除できるものとします。

2. 前項の場合、利用料金等に係る利用団体の管理者に対する一切の債務が履行されるまでは、本規約の適用は排除されないものとします。

第8条（管理者による契約解除）

管理者は、次の各号の一に該当する場合には、直ちに本サービスの利用契約を解除できるものとします。

- (1) 第5条（禁止事項）を含む本サービス利用に関する利用規約違反を行ったとき。
- (2) 利用団体が管理者所定の事由に該当し、管理者の業務の遂行に支障をきたすと管理者が判断したとき。
- (3) 利用団体が消滅したことを管理者が知ったとき。
- (4) その他本サービスの利用契約を続けることが困難な事情が発生したとき。
- (5) 他の団体、第三者または管理者に不利益もしくは損害を与える、および与えるおそれがあると管理者が判断したとき。
- (6) 本サービスのために登録されたアカウントについて、登録手続の完了又は最終のご利用から1年間を超えてご利用が確認できないとき。

第9条（サービスの中断又は停止）

管理者が、本サービスに係るシステムの定期点検、保守等のやむを得ない事情により、本サービスの提供を部分的にまたは全面的に中断する場合があります。この場合、管理者は、利用団体に対し、事前にその旨を通知するものとします。

2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかの場合は、当社は、利用団体への事前通知を行うことなく、直ちに本サービスの提供を中断または停止することができます。かかる中断または停止により、本契約の全部または一部の義務を履行できなかった場合、管理者はそれについて何ら責任を負わず、本契約上の義務を免除されます。この場合、管理者は当該中断または停止により利用団体に発生した一切の損害について免責されます。

（1）システムの保守等、技術もしくは運用上の理由その他の合理的な理由で管理者が本サービスの提供の中断または停止を必要と判断した場合

（2）本サービスの不正利用防止などのため中断が必要であると管理者が判断した場合

（3）第5条（禁止事項）に掲げる各号の一に該当した場合、またはその疑いがある場合

第10条（権利の譲渡等）

利用団体は、本サービスの提供を受ける権利を譲渡または貸与することはできません。

2. 管理者は、本サービスの提供に必要な業務の全部又は一部を、管理者が適切と判断するところに従い、第三者に委託して行わせることができるものとします。

第11条（秘密保持および個人情報の保護）

管理者は、本規約に別段の定めがある場合を除き、本サービスの提供に関連して知り得た利用団体及び会員の情報を管理者が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。

第12条（反社会的勢力の排除）

管理者および利用団体は、自己及び自己の役員、従業員や会員等が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

（1）暴力団

（2）暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者

（3）暴力団準構成員

（4）暴力団関係企業

（5）総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

（6）前各号の共生者

（7）その他前各号に準ずる者

2. 管理者および利用団体は、自己または第三者を利用して、相手方または第三者に対し、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

（1）暴力的な要求行為

（2）法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて第三者の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

第13条（規約の変更等）

管理者は、事前の予告なく本規約の内容を変更することがあります。この場合の本サービスの提供条件は、変更後の内容によります。

2. 変更後の本規約は、管理者がホームページにおいて掲示した時点より、効力を生じるものとします。

3. 規約の解釈その他に関する利用団体から管理者に対するお問い合わせは、月曜日～金曜日の 9:00～17:00（祝日、夏季・年末年始をのぞく）の時間帯に行うものとします。

第14条（損害賠償）

利用団体が本契約に違反し、管理者に損害が発生した場合、利用団体は当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第15条（合意管轄）

利用団体又は会員と管理者との間で本サービスの利用契約に関連して訴訟の必要が生じた場合、管理者の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条（準拠法）

本サービスの利用契約の成立、本規約の効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。